

寒川町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第8号

### 寒川町印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 寒川町印鑑条例(昭和51年寒川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第3条第2項第1号中「若しくは名」を「、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)」に、「氏名の」を「氏名若しくは通称の」に改め、同項第2号中「氏名以外」を「氏名又は通称以外」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑は登録することができる。

第7条第1項第5号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第11条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 登録を受けている者(外国人住民に限る。)が法第30条の45の表の上欄に掲げるものでなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第11条第2項中「第4号から第6号まで」を「第5号から第7号まで」に改める。

第12条中「第8号」を「第9号」に改める。

第14条第1項第2号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第2条 寒川町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「又は氏名」を「又は氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第5号中「氏名(」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第14条第1項中「交付にあたっては」を「交付に当たっては」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第2号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第15条中「次の各号」の前に「第13条第1項の規定による申請が」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 令和元年11月5日
- (2) 第2条中第13条及び第15条の改正規定 令和2年3月1日